

これならわかる iDeCo (イデコ) 第 2 回

2017 年 1 月 25 日

全 3 頁

iDeCo (イデコ) のしくみ (1)

加入時は、加入者タイプを確認、毎月の掛金額は十分に検討を

金融調査部 研究員 佐川 あぐり

iDeCo (イデコ) は個人型の確定拠出年金 (DC) として、2001 年から制度がスタートしています。DC には、企業型と個人型があり、これまで個人型は普及が進んでいませんでしたが、2017 年 1 月の再スタートを機に、iDeCo の普及に大きな期待が寄せられています。第 2 回から複数回にわたり、iDeCo に加入し年金資産を受け取るまでの流れを、順に確認していきたいと思います。第 2 回は、①加入する時、②掛金の拠出、について解説します。

個人型確定拠出年金 (= iDeCo) の普及に大きな期待

確定拠出年金 (DC : Defined Contribution の略、以下 DC といいます) は 2001 年 10 月に制度がスタートしました。企業年金制度として会社が用意し、その会社に勤める従業員が加入する「企業型 DC」と、個人が任意で加入する「個人型 DC」の 2 つのタイプがあり、後者が iDeCo です。

DC がスタートして 15 年以上が経ちますが、企業型 DC は企業を中心に広まっていったのに対し、個人型 DC は普及が遅れていました。個人型 DC の加入者数¹は、企業型の約 589 万人に対し約 29 万人と、加入対象者の 1 割にも満たない加入率です。その理由の 1 つが、これまで個人型 DC の加入対象者が、自営業者や企業年金のない会社員などに限られていたことです。これにより、個人型 DC を活用できない人も多く、国民の関心は高まらなかったといえます。自助努力による老後の資産づくりが重要となる中、2017 年 1 月からの加入対象者拡大を機に、生まれ変わった iDeCo の普及に大きな期待が寄せられています。

iDeCo のしくみ

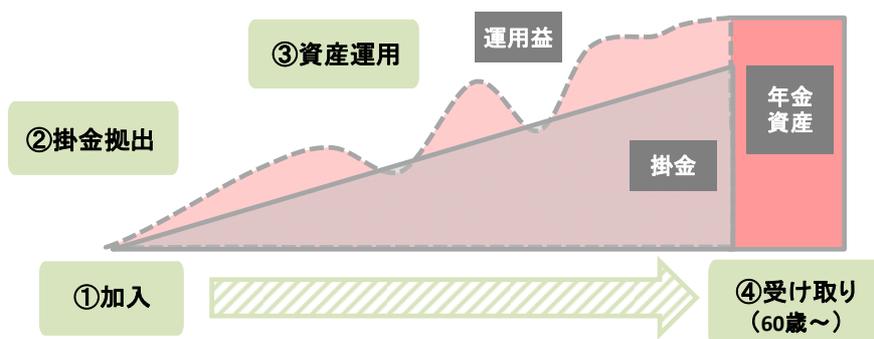
iDeCo は、自分で毎月一定額のお金 (掛金) を積み立て (拠出し)、自分で運用し、その運用結果 (これまで積み立てた掛金と運用益の合計) を 60 歳以降に年金資産として受け取るという

¹ 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」(平成 28 年 11 月 30 日現在)

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html>) より。2016 年 10 月末時点。企業型 DC の加入者数は速報値。

仕組みです（図表1）。ここからは、iDeCo に加入し年金資産を受け取るまでの流れを、①加入する時、②掛金の拠出、③資産運用、④年金資産（老齢給付金）の受け取り（③、④については次回解説します）の4つの点について順に確認していきたいと思います。

図表1 iDeCo の仕組みイメージ図



（注）年金資産を受け取る時に運用益がマイナスの場合、年金資産は掛金の合計額を下回る可能性がある。
（出所）大和総研作成

①加入する時

iDeCo は、60 歳未満の国民（国民年金に加入する）は原則として誰でも加入できます。加入者は、1号加入者（国民年金の第1号被保険者【自営業者など】）、2号加入者（第2号被保険者【民間企業の会社員、公務員など】）、3号加入者（第3号被保険者【専業主婦（夫）】）の3つのタイプがあります。加入者のタイプによって、加入手続き上の必要書類や拠出できる掛金の上限など、異なる点がありますが、特に注意が必要なのは2号加入者です。2号加入者の場合、勤務先の会社で事業主証明書を発行してもらう必要がありますし、会社の企業年金制度の有無や併用する制度の内容の違いによっても、拠出できる掛金の上限が異なります（図表2）。また、企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない場合²もありますので、こうした点について事前に確認しておくといでしょう。

なお、国民年金の保険料が未納の場合、口座を開設することができません。また、保険料の納付を免除されている場合、あるいは猶予されている場合も口座を開設することができません³。特に自営業者など1号加入者は、国民年金の保険料を自分で納付するため、iDeCoの加入に際し、保険料の納付状況を確認しておく必要があるでしょう。

² 企業型DCの加入者は、iDeCoへの同時加入が可能である旨を企業型年金規約に定めている場合に限り、iDeCoへ加入できます。

³ 国民年金においては、経済的な理由により保険料の納付が難しい場合、申請をすれば、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1、の納付が免除される仕組みになっています（一定所得以下の場合）。また、猶予制度については、学生を対象とした「学生納付特例制度」、50歳未満の人を対象とした「納付猶予制度」があります（平成17年4月から平成37年6月までの時限措置）。詳細については、大和総研「なるほど金融「みんなの年金について考えよう 第3回」2013年7月9日（佐川 あぐり）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/pension/20130709_007409.html

加入するには、加入者自身が iDeCo を取り扱う金融機関等で口座を開設します。金融機関によって、iDeCo を利用する際の手数料や各種サービス、運用する商品の品ぞろえが異なりますので、十分に比較・検討をして決める必要があります。

②掛金の拠出について

掛金は、5,000 円以上 1,000 円単位で毎月一定額を拠出します。掛金の納付方法は、基本的に本人名義の預金口座からの口座振替となりますが、2号加入者の場合は、給与天引により事業主が掛金を納付する方法もあり、どちらかを選択できます。掛金額の変更は年（毎年 4 月から翌年 3 月までの間）に 1 度認められており、掛金の拠出を停止（再開）する場合は、所定の手続きによりいつでも申し込みが可能です。

注意点：iDeCo に拠出した掛金は途中で引出しができません！

前述の通り、拠出できる掛金には上限があり、加入者のタイプによって異なります（図表 2）。特に、2号加入者の場合は 5 つのタイプに分けられますので、確認が必要です。ここで注意すべき点ですが、iDeCo に拠出した掛金は、途中で引き出すことが原則として認められていません。これは、iDeCo が老後に向けた資産づくりを目的とした制度であるためです。掛金額は、途中で引出しができないことを考慮の上、十分に検討し無理のない範囲とするべきです。掛金額の変更は年に 1 回できますので、必要に応じて掛金額を見直すなど、調整を行う必要があります。

図表 2 iDeCo の加入者タイプと拠出限度額

(2017年1月から、対象者拡大の範囲)

加入者のタイプ	(第1号被保険者)	(第2号被保険者)				(第3号被保険者)	
	自営業者等	企業年金なし	企業年金あり(注1)		公務員等	専業主婦等	
		企業型DC	企業型DC+DB	DB			
拠出限度額	年81.6万円(注2) (月6.8万円)	年27.6万円 (月2.3万円)	年24万円 (月2.0万円)	年14.4万円 (月1.2万円)	年14.4万円 (月1.2万円)	年14.4万円 (月1.2万円)	年27.6万円 (月2.3万円)
加入する年金制度	国民年金基金	企業型DC	企業型DC	DB	年金払い退職給付		
3階							
2階		厚生年金保険					
1階	国民年金(基礎年金)						

(注 1) 企業型 DC の加入者が iDeCo に加入できるのは、企業型 DC の事業主掛金の上限を引き下げること等を規約で定めた場合に限る。DB は Defined Benefit (確定給付企業年金) の略で、厚生年金基金を含む。

(注 2) 第 1 号被保険者で国民年金基金に加入している場合、拠出限度額は国民年金基金の拠出額と合算。

(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」などを参考に大和総研作成

以上